



いつもお世話になっております。事務所だよりの3月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

平成18年度の税制改正についてみてみます。通常税制改正が行われる場合、日経新聞はもちろん一般紙でも税制改正案や、増税・減税になる項目、どんな影響が出るのか?が話題になります。

しかし、今回の同族会社の改正は、とんでもない改正でした。秘密裏に進められ、いっぱい食わされたようにも感じます。なりふり構わずのぼったくり、税金は取れるところから取ろうという発想としか思えません。

影響のある優良な零細企業の経営者の皆様。なんとか対策を講じなければ納得できません。

わたしも一税理士として初めて反対署名をしましたが、国策には歯が立ちません。

## 納得できない平成18年度の税制改正について

### 法人税

#### 1, 同族会社の役員報酬の損金算入の見直し

役員報酬は法人税で損金に算入され、さらに所得税において給与所得控除が認められていることから、法人税において給与所得控除の額を損金に算入しないというものです。

所得金額+役員報酬の額が年800万円以下の場合には除外される。

所得金額+役員報酬の額が年800万円超3,000万円以下で社長報酬の割合が50%以下の場合には除外役員および同族関係者が株式・出資の90%以上を保有し、常勤の役員が過半数を占める会社が該当

平成18年4月1日以後開始の事業年度から適用

役員賞与については要件を満たせば損金算入が認められるようになります。

#### 2, 同族会社の留保金課税の見直し

留保額の所得基準が35%から50%へ緩和

留保額の定額基準が1,500万円から2,000万円に緩和

#### 3, 一人5,000円以下の飲食費の交際費限度計算からの除外(この部分の全額が損金に算入されることになる)

具体的内容は明らかではないが、

役職員間の飲食は従前通り交際費

会議等の名目で支払うお客さんとの飲食費が該当し交際費以外の経費

#### 4, 中小企業者の30万円未満の減価償却資産の取得時損金算入の延長

当初平成18年3月31日までの予定であったが適用期間が2年間延長された。

### 所得税

#### 1, 住民税率と所得税率の区分の一本化

国から地方へ税源移譲を目的とするもので所得税と住民税で増減を伴うものではないが、税率区分が複雑になります。

#### 2, 定率減税の廃止

20%の定率減税が認められている所得税において平成19年度から廃止となる。

平成17年度20%の減税、18年度10%の減税、19年度廃止、

#### 3, 寄付金控除の引き下げ

いわゆる足切りが10,000円から5,000円へ引き下げられた。

### その他

#### 1, 公示制度の廃止

「長者番付」の公表の廃止であり、他の目的に使われるケースも多発していることを理由に廃止となった。